

件名	愛媛県植物くん蒸所管理条例
主管課	産業政策課
根拠法令等	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法
<p>【条例の概要】</p> <p>植物くん蒸所への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、使用料等について定める。</p> <p>1 くん蒸所の業務</p> <p>(1) 輸出入植物のくん蒸に必要な施設の提供に関する事。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるくん蒸所の業務の実施に関する事。</p> <p>(2) くん蒸所の使用の許可に関する事。</p> <p>(3) くん蒸所の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>3 使用時間 終日。ただし、指定管理者は、知事の承認を得て使用時間を変更できる。</p> <p>4 休所日 指定管理者が必要と認めて知事の承認を得た日</p> <p>5 使用の許可 くん蒸所を使用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、使用の許可の取消し等を行う。</p> <p>6 使用料 使用料の上限額は、従前の額を上限額として規定 既に納付した使用料は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>7 使用料の減免 知事が特に必要と認める者</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 4,340千円（平成17年度当初予算額）</p> <p>2 使用料実績 115千円（平成16年度実績）</p> <p>3 利用日数 27日・10件（平成16年度実績）</p> <p>4 管理受託者 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社</p>	